

植物検疫に係る輸入解禁等について

令和5年6月15日

目次

1. 意見聴取の背景
2. 輸入解禁とは
3. 輸入解禁に係る国際ルール
4. 我が国の標準的手続
5. 南アフリカ共和国産ハス種アボカドの輸入解禁
6. ブラジル連邦共和国産ハス種アボカドの輸入解禁
7. オーストラリア産マンゴウの品種制限の撤廃
8. タイ産マンゴスチンのリスク管理措置の追加
9. 今後の予定

意見聴取の背景

- 植物防疫法は、植物防疫法施行規則別表 2 で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの（輸入禁止品）の輸入を禁止している（第7条 1 項）。
- 上記施行規則を改正する場合は、あらかじめ、病害虫の性質に関し専門の学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならないことになっている（第7条 7 項、第 5 条の 2 第 2 項）。
- 今回の議題のうち南アフリカ共和国産ハス種アボカド、ブラジル連邦共和国産ハス種アボカド及びオーストラリア産マンゴウの一部品種については輸入禁止品であることから、その輸入解禁（＝施行規則の改正）に当たり意見聴取が必要。
- なお、今回の議題のうちタイ産マンゴスチンについては、既に輸入を解禁しており省令改正の必要はなく、法律上は意見聴取の必要はないものの、前例のない新たなリスク管理措置を適用しようとするものであるため、技術的な妥当性について意見聴取を行うもの。

輸入解禁とは

- 我が国は、日本に侵入した場合、農作物に甚大な被害をもたらすリスクが高く、かつ輸入時の検査では発見が困難な病害虫の侵入を防止するため、これらの病害虫が付着する危険性のある植物の輸入を禁止。
- 諸外国から解禁要請があった場合には、検疫の対象となり得る病害虫を特定、必要に応じそのリスクを評価し、検疫病害虫の我が国への侵入リスクを無視できる程度に低下させるための検疫措置について両国間で協議。
- 当該措置が妥当であると判断できる場合は、輸入を解禁。
- 解禁後は、当該措置が相手国において適切に履行されているかを確認し、必要に応じて当該措置の見直しにつなげるため、植物防疫官が現地において査察等を実施。

最近解禁 した品目

- ・ ペルー産ぶどう(令和5年3月)
- ・ モロッコ産かんきつ類(令和5年2月)
- ・ ベトナム産りゅうがん(令和4年11月)
- ・ アメリカ合衆国産にほんすもも(令和3年8月)
- ・ トルコ産かんきつ類(令和3年8月) 等

相手国で の措置の 実施状況



輸出検査



トラップ調査



低温処理



蒸熱処理

輸入解禁に係る国際ルール

【W T O / S P S 協定】（1995年、164か国・地域が加盟）

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（Sanitary and Phytosanitary Measures）

人、動物又は植物の生命又は健康を守りつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール。W T O 協定附属書の1つとして1995年1月に発効。

加盟国の主な義務

- ① 検疫措置は、必要な限度においてのみ適用すること
- ② 検疫措置は、科学的な原則に基づいてとること
- ③ 加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと
- ④ 関連の国際基準等がある場合は、それに基づき措置を適用すること
- ⑤ リスク評価に基づいた検疫措置を適用すること

【I P P C】（1952年、184か国・地域が加盟）

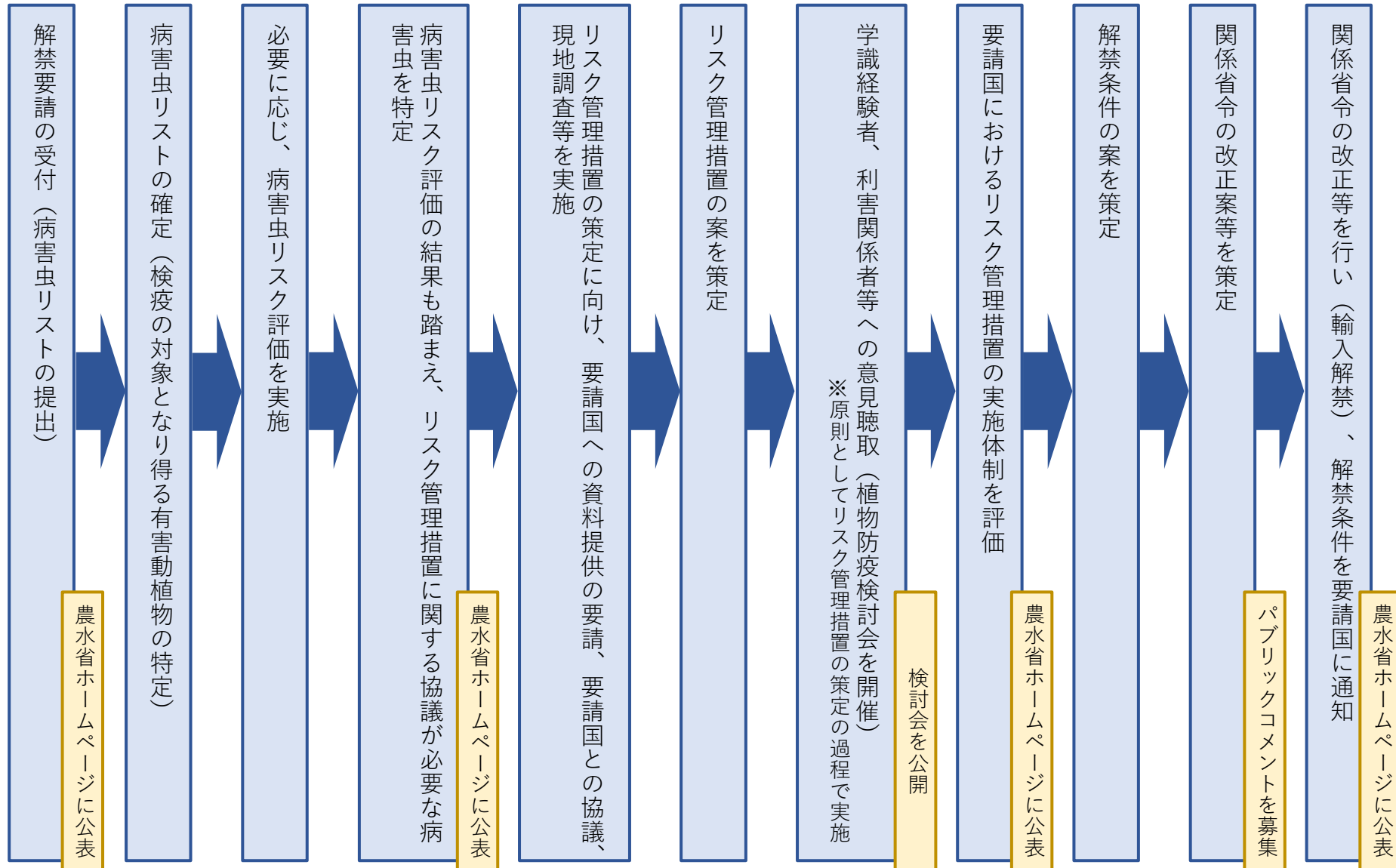
国際植物防疫条約（International Plant Protection Convention）

主な活動

植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の策定及びその実施支援、技術協力、加盟国間の情報共有等

輸入解禁要請に関する標準的手続

令和5年大臣訓令



南アフリカ共和国産ハス種アボカドの輸入解禁

経緯

1997年 8 月	南アフリカ共和国から輸入解禁要請
1997年～2015年	両国間でチチュウカイミバエに対するリスク管理措置案について協議
2015年 8 月	現地調査によりチチュウカイミバエを対象としたリスク管理措置の実施体制を確認
2015年12月	南アフリカ共和国で新たにミカンコミバエの定着を確認
2017年～2022年	両国間でミカンコミバエに対するリスク管理措置案について協議
2022年 4 月～ 9 月	現地調査（一部オンライン）によりミカンコミバエを対象とした殺虫試験の妥当性及びリスク管理措置の実施体制を確認

ハス種アボカド生果実及び協議対象病害虫の概要

- ハス種アボカドの生果実は、楕円形、重さは200～350 g 程度であり、果皮は厚く粗面で粒状、未熟果は緑色で熟度が進むにつれ黒変し、果肉が柔らかくなる。
- 協議対象病害虫である（ア）チチュウカイミバエ及び（イ）ミカンコミバエ種群は、かんきつ類等の生果実に甚大な被害を及ぼす害虫として知られており、寄生した果実は腐敗・落果し、ひどい場合は収穫皆無となる。

① ハス種アボカド生果実

（学名: *Persea americana* ‘Hass’）



② 協議対象病害虫

（ア）チチュウカイミバエ（学名: *Ceratitis capitata*）



【発生地域】

アフリカ（南アフリカ共和国等）、欧州、中南米（ブラジル連邦共和国等）、オーストラリア、ハワイ等

【寄主植物】

かんきつ類、マンゴウ、アボカド等

（イ）ミカンコミバエ種群（学名: *Bactrocera dorsalis* species complex）



【発生地域】

アフリカ（南アフリカ共和国等）、中国、東南アジア等

【寄主植物】

かんきつ類、マンゴウ、アボカド等

リスク管理措置の検討①

南アフリカ共和国産ハス種アボカドの生果実に対するリスク管理措置案として、チチュウカイミバエに対しては未成熟果の収穫・選果、ミカンコミバエ種群に対しては低温処理を特定した。

○ チチュウカイミバエに対するリスク管理措置案の検討

● 未成熟のハス種アボカドには寄生しない

- ペルー等各国で実施された寄生性調査 (SENASA, 2009、Willink and Villagran, 2007、De Graaf, 2009等) の結果、チチュウカイミバエは、未成熟のハス種アボカドの生果実への産卵はほとんど行われず、まれに未成熟の有傷果に産卵することがあるが、卵はコルク状の組織で封入されてしまい、孵化できない (Aluja *et al.*, 2004)。

- ハス種は、果実の形状や表皮の形質により南アフリカ共和国で生産される他の品種 (Pinkerton、Edranol 等) と容易に識別可能



左：ハス種
中央：Pinkerton
右：Edranol

- 未成熟果は、果皮の色で容易に識別可能

ハス種アボカドにおける果皮の色の変化



未熟 → 成熟

○ 特定されたリスク管理措置案

- 品種をハス種に限定
- 指定生産園地における落下果実の除去、樹上からの未成熟果の収穫等の園地管理
- 指定こん包施設において、選果技術員※による未成熟果のみの選別・こん包

※南アフリカ共和国植物防疫当局からの研修を受講

チチュウカイミバエの侵入リスクは無視できるレベルに低減可能

リスク管理措置の検討②

○ ミカンコミバエ種群に対するリスク管理措置案の検討

- 南アフリカ共和国から提出された殺虫試験報告書及び現地確認試験において

- ① ミカンコミバエの果実に寄生する発育ステージでは、3齢幼虫の低温耐性が最も高いことを確認
- ② 平均果実中心温度が2.0℃以上（各試験の平均：2.01～2.18℃）かつ19日間以内（全試験の最長：18日23時間）の低温処理により、同ミバエの3齢幼虫3万頭以上（全試験の合計：181,111頭）の100%殺虫を確認

○ 特定されたリスク管理措置案

- 果実中心温度2.0℃以下で19日間以上の低温処理の実施

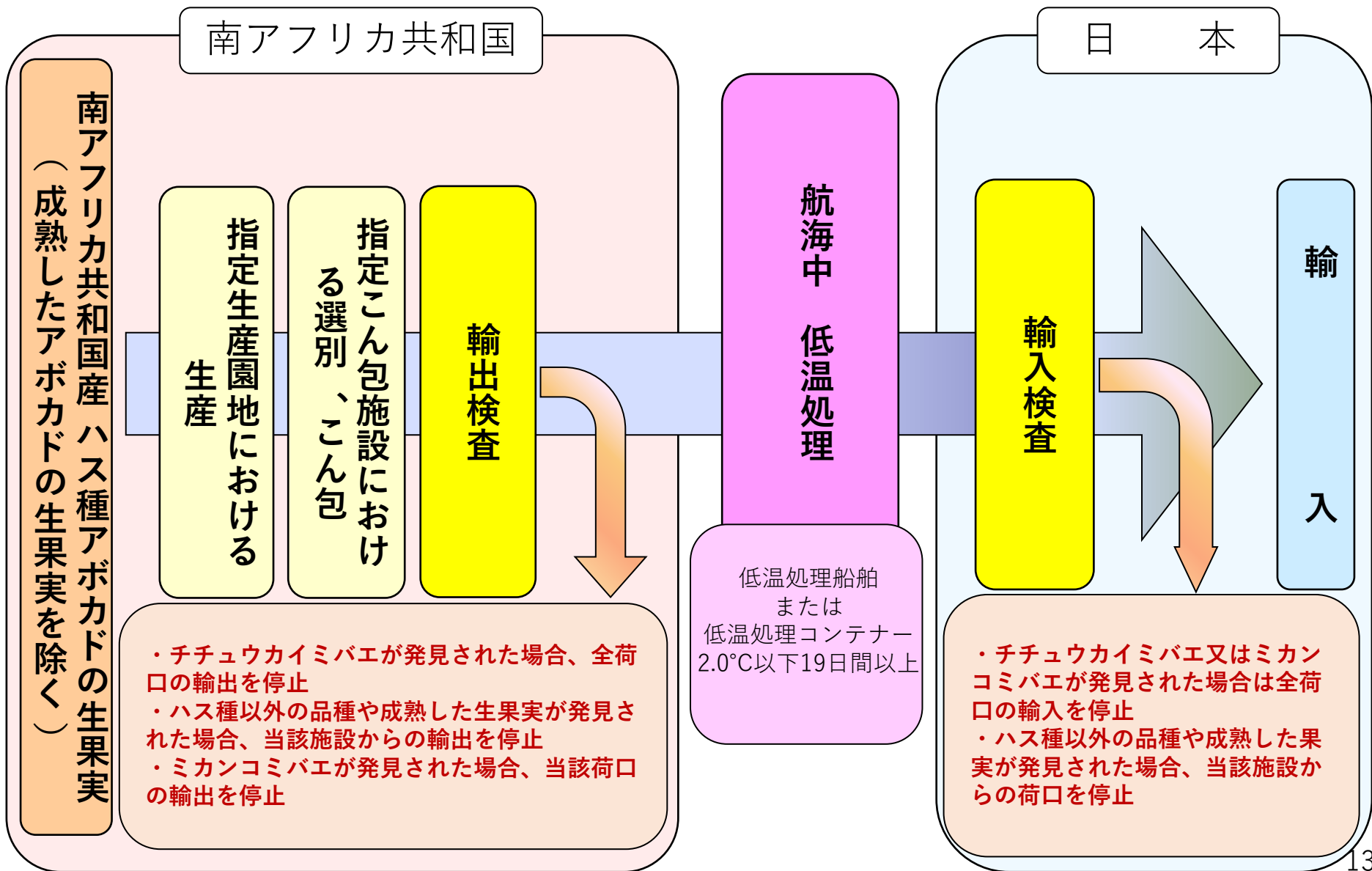


ミカンコミバエ種群の侵入リスクは無視できるレベルに低減可能

解禁条件案

- 船積貨物として輸入されたものであること
- 指定生産園地における未成熟果の収穫等の園地管理（チチュウカイミバエに対する措置）
- 指定こん包施設における未成熟果の選別及びこん包（チチュウカイミバエに対する措置）
- 低温処理（低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて、2.0℃以下19日間以上）（ミカンコミバエに対する措置）
- 南アフリカ共和国植物防疫機関による輸出検査、低温処理終了の確認及び植物検疫証明書の発行
- 日本側植物防疫官による査察
- 各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナへの輸出植物検査終了及び仕向地の表示

リスク管理措置のフロー



ブラジル連邦共和国産ハス種アボカドの輸入解禁

経緯

2015年10月	ブラジル連邦共和国から輸入解禁要請
2016年～2020年	両国間でチチュウカイミバエに対するリスク管理措置案について協議
2020年1月	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、現地確認調査の実施を延期

リスク管理措置の検討

ブラジル連邦共和国産ハス種アボカドの生果実に対するリスク管理措置案として、未成熟果の収穫・選果を特定した。

○ チチュウカイミバエに対するリスク管理措置案の検討

● 未成熟のハス種アボカドには寄生しない

➢ ペルー等各国で実施された寄生性調査 (SENASA, 2009、Willink and Villagran, 2007、De Graaf, 2009等) の結果、チチュウカイミバエは、未成熟のハス種アボカドの生果実への産卵はほとんど行われず、まれに未成熟の有傷果に産卵することがあるが、卵はコルク状の組織で封入されてしまい、孵化できない (Aluja et al., 2004)。

- ハス種は、果実の形状や表皮の形質によりブラジル連邦共和国で生産されている他の品種 (Fortuna、Margarida等) と容易に識別可能
- 未成熟果は、果皮の色で容易に識別可能

ハス種アボカド
における果皮
の色の変化



未熟 → 成熟

○ 特定されたリスク管理措置案

- 品種をハス種に限定
- 指定生産園地における落下果実の除去、樹上からの未成熟果の収穫等の園地管理
- 指定こん包施設において、選果技術員※による未成熟果のみの選別・こん包

※ブラジル連邦共和国植物防疫当局からの研修を受講

チチュウカイミバエの侵入リスクは
無視できるレベルに低減可能

解禁条件案

- 船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること
- 指定生産園地における未成熟果の収穫等の園地管理
- 指定こん包施設における未成熟果の選別及びこん包
- ブラジル連邦共和国植物防疫機関による輸出検査終了の確認及び植物検疫証明書の発行
- 日本側植物防疫官による査察
- 各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナへの輸出植物検査終了及び仕向地の表示

リスク管理措置のフロー

ブラジル連邦共和国

ブラジル連邦共和国産ハス種アボカドの生果実
(成熟したアボカドの生果実を除く)

指定生産園地における
生産

指定こん包施設におけ
る選別、こん包

輸出検査

- ・ チチュウカイミバエが発見された場合、全荷口の輸出を停止
- ・ ハス種以外の品種や成熟した果実が発見された場合、当該施設からの荷口の輸出を停止

日 本

輸入検査

輸
入

- ・ チチュウカイミバエが発見された場合、全荷口の輸入を停止
- ・ ハス種以外の品種や成熟した果実が発見された場合、当該施設からの荷口を停止

オーストラリア産マンゴウの品種制限の撤廃

経緯

1994年10月	ケンジントン種の輸入解禁
1999年12月	R2E2種、ケイト種、ケント種及びパルマー種の追加
2017年4月	第12回国際植物防疫条約年次総会において、マンゴウ生果実の全品種を対象とした、クインスランドミバエに対する蒸熱処理基準（国際基準）が採択
2017年11月	オーストラリア側から国際基準の適用による品種制限の撤廃の要請
2023年3月	両国間で解禁条件の案（ワークプラン）に合意

マンゴウ生果実及び協議対象病害虫の概要

- ① マンゴウの生果実（同国産のR 2 E 2 種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種は輸入解禁済み）は、勾玉状をした丸形、倒卵形又は長楕円形でやや扁平、外果皮はなめし皮状で黄色、緑色又は赤色、重さは245～1,000 g 程度。
- ② 協議対象病害虫である（ア）チチュウカイミバエ及び（イ）クインスランドミバエは、かんきつ類等の生果実に甚大な被害を及ぼす害虫として知られており、寄生した果実は腐敗・落果し、ひどい場合は収穫皆無となる。

① マンゴウ生果実

（学名: *Mangifera indica*）



カリプソ種*

② 協議対象病害虫

（ア）チチュウカイミバエ（学名: *Ceratitis capitata*）



【発生地域】

オーストラリア、アフリカ、欧州、
中南米、ハワイ等

【寄主植物】

マンゴウ、かんきつ類等

（イ）クインスランドミバエ（学名: *Bactrocera tryoni*）



【発生地域】

オーストラリア、ニューカレドニア、
パプアニューギニア等

【寄主植物】

マンゴウ、かんきつ類等

リスク管理措置の検討

○ チチュウカイミバエ及びクインスランドミバエに対するリスク管理措置の検討

- 植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) No.28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」の付属書31「クインスランドミバエに対するマンゴウの蒸熱処理」の全品種を対象とした処理基準を採択(2017年)
- 過去にオーストラリア側から提出された殺虫試験報告書により、マンゴウにおいて、クインスランドミバエの熱耐性はチチュウカイミバエと同等又はより高い※ことを確認済
※果実中心温度46.5℃で10分間の蒸熱処理による殺虫試験(両ミバエ種における熱最耐性の老齢卵をそれぞれ10万頭以上供試)では、クインスランドミバエでのみ生存虫が確認。
- 上記から、ISPM No.28 付属書31の適用によりオーストラリア産マンゴウにつき、チチュウカイミバエ及びクインスランドミバエに対する措置が可能

○ 特定されたリスク管理措置案

- ISPM No.28の付属書31で規定された以下の処理基準による蒸熱処理の実施

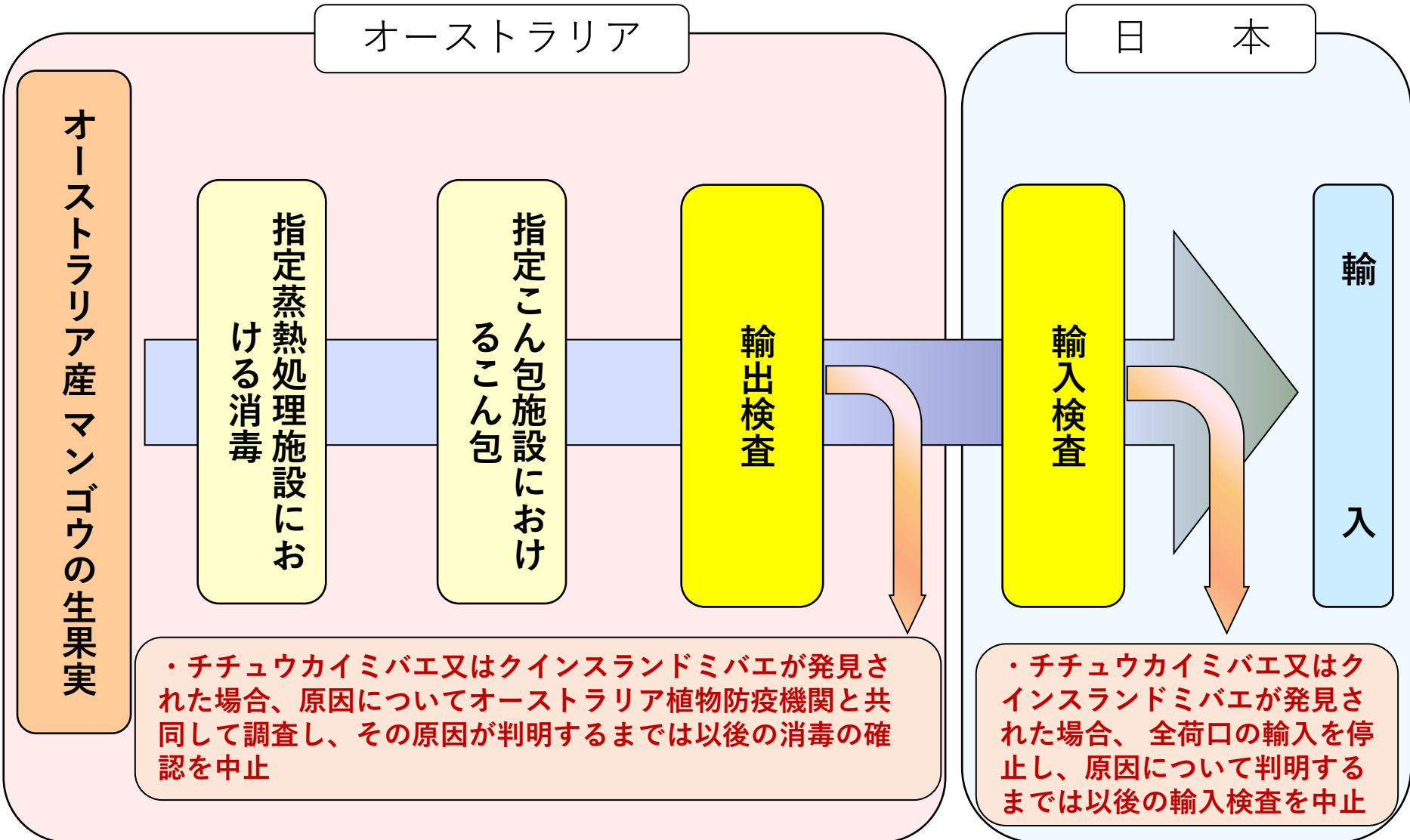
- ① 庫内温度48℃以上の飽和蒸気により、90分間以上生果実を加熱
- ② 引き続き、庫内温度48℃以上の飽和蒸気により、果実中心温度47℃以上で15分間以上加熱

マンゴウの生果実の全品種において
チチュウカイミバエ及びクインスランドミバエの
侵入リスクは無視できるレベルに低減可能

品種制限撤廃の条件案

- 船積貨物、航空貨物又は航空携行手荷物として輸入されたものであること
- 蒸熱処理による消毒（① 庫内温度48℃以上の飽和蒸気による90分間以上生果実を加熱、② 引き続き、庫内温度48℃以上の飽和蒸気による果実中心温度47℃以上で15分間以上加熱）
- 指定こん包施設におけるこん包
- オーストラリア植物防疫機関による輸出検査及び植物検疫証明書の発行
- 日本側植物防疫官による立会（オーストラリア側と共同して確認）
- 各こん包又は束ねたこん包への輸出植物検査終了及び仕向地の表示

リスク管理措置のフロー



タイ産マンゴスチンの検疫条件の追加

経緯

2003年 4 月	タイ産マンゴスチンについて、蒸熱処理を条件に輸入解禁
2019年 7 月	タイ側から、これまで認めてきた蒸熱処理に加えて、園地の管理や傷のある果実の除去等の措置についても有効な検疫措置として輸入を認めるよう要請
2019年～2023年	両国間で検疫措置の条件追加について協議
2023年 3 月	代替措置の実施体制を確認するため現地確認調査を実施

マンゴスチン生果実及び協議対象病害虫の概要

- マンゴスチンの生果実は、直径 5 - 8 cmの球形の小果であり、厚さ約 7 mmの赤みがかった紫色の果皮に覆われている。白色の果肉は 6 片ほどに分かれている。
- 協議対象病害虫であるミカンコミバエ種群は、かんきつ類等の生果実に甚大な被害を及ぼす害虫として知られており、寄生した果実は腐敗・落果し、ひどい場合は収穫皆無となる。

① マンゴスチン生果実 (学名: *Garcinia mangostana*)



② 協議対象病害虫 ミカンコミバエ種群 (学名: *Bactrocera dorsalis* species complex)



【発生地域】

東南アジア(タイ等)、アフリカ、中国等

【寄主植物】

マンゴスチン、かんきつ類、マンゴウ、りんご、なし、もも等

リスク管理措置の検討

タイ産マンゴスチンの生果実に対して、現在認められている管理措置である蒸熱処理の他に、新たなリスク管理措置案として、傷のない生果実の選果を特定した。

○ ミカンコミバエ種群に対するリスク管理措置案の検討

- タイ側から提出された調査報告書※において、ミカンコミバエ種群は傷のないマンゴスチンの生果実に寄生しないことを確認

※ タイ側が実施した調査結果の概要 (Unahawutti *et al.*, 2014)
ケージ内でマンゴスチン果実を大量のミカンコミバエ種群 (1,000ペア) にばく露し、無傷の果実 (計2000果) では寄生がないことを確認

- 寄生リスクのある傷果は、目視により識別可能



○ 特定されたリスク管理措置案

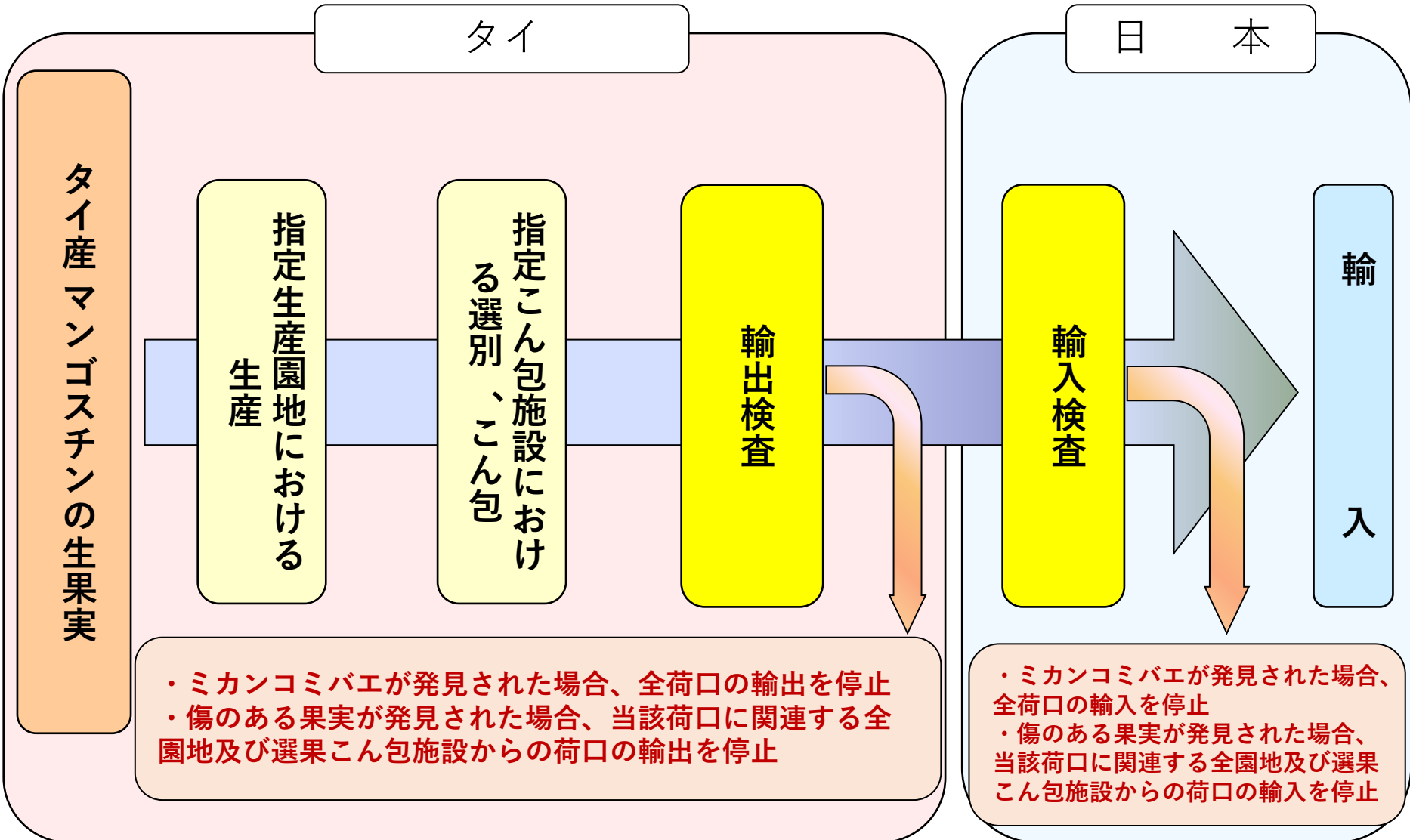
- 指定生産園地における適切な病虫害管理、落下果実の除去及び樹上からの無傷の果実の収穫
- タイ植物防疫機関による選果技術員に対する研修及び認定
- 選果技術員による指定選果こん包施設での選果及びこん包

ミカンコミバエ種群の侵入リスクは
無視できるレベルに低減可能

追加する輸入条件の案

- 船積貨物、航空貨物又は航空携行手荷物として輸入されたものであること
- 指定生産園地における病虫害防除等の園地管理
- 指定こん包施設における傷のない生果実の選果及びこん包
- タイ植物防疫機関による輸出検査及び植物検疫証明書の発行
- 日本側植物防疫官による査察
- 各こん包又は束ねたこん包への輸出植物検査終了表示及び仕向地の表示

リスク管理措置のフロー



今後の予定

今次検討会において特段ご異論等がない場合には、以下の通り手続を進める見込み。

【南アフリカ共和国産アボカドの輸入解禁】

解禁条件案の合意、パブリックコメント、省令等改正（輸入解禁）、解禁条件を相手国に通知

【ブラジル連邦共和国産アボカドの輸入解禁】

現地調査、解禁条件案の合意、パブリックコメント、省令等改正（輸入解禁）、解禁条件を相手国に通知

【オーストラリア産マンゴウの品種制限の撤廃】

パブリックコメント、省令等改正（品種制限撤廃）、相手国に通知

【タイ産マンゴスチンのリスク管理措置の追加】

追加する輸入条件案に合意、パブリックコメント、告示等改正（輸入条件の追加）、相手国に通知